外務省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書

提出者

鈴 木

宗男

## 外務省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六九第七号) と「政府答弁書一」 (内閣衆質一六八第三九五号)

## 再質問する。

二〇〇一年度から二〇〇五年度までの五年間に外務省が購入し、 て、 管理されておらず、 たところ、 数がわからないということは、公務の目的以外で使用されても把握のしようがないのではないのかと問う ンの二〇〇八年一月十日現在の使用状況につき、 二六五号)に年度毎の銘柄別購入本数と一本当たりの購入単価が記載されている二千三百六十六本のワイ 正に作成することにより、 十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適 体どの様に管理し、 前回質問主意書で、 「前回答弁書」では、 お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされていることに対し その使用状況をどの様に把握しているのか、 外務省は外務省が保有する全てのワイン 適切に管理・使用している。」との答弁がなされているが、では現在 「外務省としては、その保管するワインについて、 「政府答弁書一」では、 (以下、 ある時点での「全てのワイン」の残存 「政府答弁書二」(内閣衆質一六八第 「ワインは御指摘のような形で 「全てのワイン」という。)を 物品管理法 「全ての (昭和三

度に使用記録文書の様なものを作成しているのかどうか説明されたい。 様な記録がつけられるか。 ある会合で使用する場合、 の使用状況を、 外務省は具体的にどの様に把握しているのか説明されたい。 事前にどの様な手続をとる必要があるのか、 「何月何日、 ○○のワインを○○の場にて使用」の様に、ワインが使用される またワインが使用された際にどの ある銘柄のワインを

二 外務省は「全てのワイン」の物品管理簿(以下、 が、 年法律第百十三号) と考える理由を述べられたい。「政府答弁書一」における「外務省においては、 つ便利な「全てのワイン」の管理が可能になるのにも関わらず、 も簡単に把握でき、 で検索をかけることによって前回質問主意書で問うたある時点での「全てのワイン」の使用状況について た日にち、 いて電子化する必要はないと「前回答弁書」でも答えているが、 現代の様にIT化が進んだ時代においても、また右で述べた様に電子化することにより、 使用された日にち並びに使用した場、 等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿を適正に作 更に公務の目的以外での不正な使用も防ぐことができると考える。それでも外務省 使用した者の氏名等を記入した表を作成すれば、 「物品管理簿」という。)をエクセル等のソフトを用 「全てのワイン」の価格、 「物品管理簿」を電子化する必要はない 物品管理法 銘柄、 (昭和三十一 より簡単か その中 購入し

成することにより、 ワインを適切に管理していることは先の答弁書 (平成十九年十一月三十日内閣衆質一

六八第二六五号)三についてで述べたとおりである。そのように適正に書面で作成された物品管理簿を改

めて電子化する必要があるとは考えていない。」との答弁の様に、 質問の趣旨を外した回答を延々と繰り

返すのではなく、なぜ外務省が電子化のメリットを考えないのか、その理由を述べられたい。

外務省が 「物品管理簿」を一で述べた方法またはその他の方法によって電子化せず、ある時点での 全

てのワイン」の使用状況を把握できていない中で、どうして公務の目的以外での「全てのワイン」 の使用

はないと言い切れるのか。論理的な説明を求める。

右質問する。